

福井県医師確保修学資金 奨学生の卒後勤務に関する考え方

1 初期臨床研修（義務年限2年）

- 県内の臨床研修病院7病院を奨学生が選択し、マッチング制度により決定する。

2 3年目以降の勤務先（義務年限7年）

- 勤務先医療機関をA～C群（別紙参照）に区分する。
- 原則として、A群の医療機関での勤務は2年間以内とし、C群での勤務は概ね3年間とする。
- B群の公立診療所についてはC群の公立診療所と同様の取扱いとし、概ね3年の勤務を認める。
- 福井県地域医療支援センター（福井大学・県）は、奨学生医師の希望と指定医療機関の受け入れ希望を調査する。
- センターは、奨学生医師との面談および指定医療機関にヒアリングを行う。
- センターは、県内の医師不足に対応するなど、奨学生としての地域医療貢献とのバランスを考慮した調整を行う。
- 勤務先および診療科の希望は最大限配慮するが、県内医療機関の状況により、必ずしも希望通りにならないことがある。

3 専門研修（新たな専門医制度）

奨学生医師が基本領域の専門研修を希望した場合

- 研修は、基本的に指定医療機関で実施する。
- 奨学生医師は指定医療機関が基幹施設となっている専門研修プログラムを選択する。できる限り、福井大学医学部附属病院または公立病院のプログラムを選択する。”
- 専門研修プログラムの研修期間3～5年間のうち、基幹施設での研修期間は、原則として合計2年間までとする。ただし、基幹施設において2年を超える研修が必要なプログラムである場合は、必要な期間に限り延長を認める（延長期間は義務履行年限に含めない）。
- センターは、専門医制度によるキャリア支援のため、専門領域のプログラムごとに専門研修施設となる指定医療機関への勤務配置について、調整に努める。
- 県内外の指定医療機関外の専門研修施設での研修は、合計2年間までとし、義務履行年限に含めない。

4 大学院、海外留学

- 大学院に進学し、指定医療機関で勤務しない場合は、通常 of 修学年限までを返還猶予期間とし、義務履行年限に含めない。
- 海外留学については、合計2年間までを返還猶予期間とし、義務履行年限に含めない。

5 勤務（義務）の中断

- 修学資金の返還猶予（義務の中断）は、医師自身の疾病、子育て、介護、専門研修プログラムに伴う指定医療機関以外での研修、2年を超えるA群医療機関での研修、県外研修、海外留学及び大学院への進学等による場合とする。

※勤務先の就業規則により産前産後休業として認められた期間は義務年限に算入

6 短時間勤務の取扱い

- 勤務時間が週 32 時間未満の場合、以下の計算式で算出した期間を義務履行期間とする。

「短時間勤務月数×実際に勤務した1週間あたりの勤務時間数／1週間あたりの通常勤務時間数」

（例）7.45時間／日（フルタイム）の病院で6時間／日の短時間勤務を1年間実施

$12\text{月} \times 30\text{時間} (6\text{h} \times 5\text{日}) / 38.75\text{時間} (7.45\text{h} \times 5\text{日}) = 9.2903 \dots \approx 10\text{月}$ （1月未満は切り上げ）

7 その他

- 義務期間中は、本人が就業する指定医療機関等が、その規定により処遇するものとする。
- 指定医療機関の変更や、医療機関毎の医師数の状況は「福井県地域医療対策協議会」に報告する。
- 奨学生の卒後勤務については、「福井県地域医療対策協議会」において検証を行い、状況に応じて必要な見直しを図る。

専門研修が3年間の場合

[勤務例]（3年目に専門研修を開始）

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期臨床研修	専門研修				勤務			
	A群医療機関		C群医療機関		B群医療機関			

※3～9年目において、A群は2年以内、C群は概ね3年

専門研修が4年間の場合

[勤務例]（3年目に専門研修を開始）

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期臨床研修	専門研修					勤務		
	A群医療機関		B群	C群医療機関				

※3～9年目において、A群は2年以内、C群は概ね3年

勤務（義務）中断の場合

[勤務例]（3年目に専門研修を開始）

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目 (義務外)	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
初期臨床研修	専門研修				勤務				
	A群医療機関				C群医療機関		B群医療機関		C群

※3～9年目において、A群は2年以内、C群は概ね3年

(別紙) 令和6年4月1日時点

指定医療機関 (病院群別)

1 初期臨床研修病院

○県内の臨床研修病院とし、マッチング制度により決定し2年間研修する

福井大学医学部附属病院	福井総合病院
福井県立病院	市立敦賀病院
福井赤十字病院	杉田玄白記念公立小浜病院
福井済生会病院	

2 勤務先 (3年目以降)

○勤務する指定医療機関は、下記のA・B・C群の医療機関とする。

	医療機関名	
A群	福井大学医学部附属病院 福井県立病院 福井赤十字病院 福井済生会病院	福井総合病院 福井愛育病院 (産婦人科) 福井県こども療育センター 福井県すこやかシルバー病院
B群 嶺北	坂井市立三国病院 国立病院機構あわら病院 福井勝山総合病院 公立丹南病院 越前町国民健康保険織田病院 社会医療法人財団中村病院 (循環器内科・脳神経外科・脳神経内科) 医療法人林病院 (脳神経外科) 社会医療法人寿人会木村病院 (リハビリテーション科) 医療法人寿人堂みどりヶ丘病院 (精神科) 医療法人白百合会武生記念病院 (精神科)	南越前町今庄診療所 ※ 大野市和泉診療所 ※ 池田町診療所 ※ 南越前町河野診療所 ※
C群 嶺南	市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 国立病院機構敦賀医療センター 若狭高浜病院 レイクヒルズ美方病院	おおい町なごみ診療所 若狭町国民健康保険上中診療所 美浜町東部診療所 美浜町丹生診療所 若狭町三方診療所 おおい町名田庄診療所 高浜町和田診療所

※B群の公立診療所についてはC群の公立診療所と同様の取扱いとし、概ね3年の勤務を認める

3 専門医研修プログラム基幹病院

○専門医研修プログラムの基幹施設は下記のとおりとする

福井大学医学部附属病院	福井総合病院
福井県立病院	市立敦賀病院
福井赤十字病院	杉田玄白記念公立小浜病院
福井済生会病院	国立病院機構あわら病院